

青 畜 第 6 8 0 号
令 和 6 年 3 月 8 日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について (牛海綿状脳症)

このことについて、牛海綿状脳症 (以下「BSE」という。)に係る特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項が下記のとおり変更されることとなったので、お知らせします。

ついては、貴会員等への周知をお願いします。

なお、周知に当たっては、BSE 検査体制の変更に伴う別添のリーフレットも御活用ください。

記

1 主な改正の内容

国際獣疫事務局において、牛海綿状脳症 (以下「BSE」という。)に係る国際基準の改正が採択され、サーベイランスに関する基準が見直されたことから、我が国の BSE に関する関係省令及び防疫指針等について所要の変更を行った。

(1) BSE サーベイランスの対象

- ・ 全月齢の BSE の特定症状を呈する牛 (変更なし)
- ・ 全月齢の特定症状以外で BSE が否定できない症状を呈する牛 (実質変更なしであるが、症状を絞り込み)

(2) これまで国内でサーベイランスの対象としていた、BSE を疑う症状を呈していない 96 か月齢以上の死亡牛は検査対象から除外。

※BSE の特定症状

- ・ 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
 - イ 興奮しやすい
 - ロ 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - ハ 群内序列の変化
 - ニ 搾乳時の持続的な蹴り
 - ホ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - ヘ 扉、柵等の障害物におけるためらい
- ・ 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

